

栃木県環境マネジメントシステム（EMS）推進要領

（趣旨）

第1条 この要領は、栃木県環境管理マニュアルに掲げる一般事務全般（オフィス活動）及び栃木県地球温暖化対策実行計画事務事業編の着実な推進を図るため必要な事項を定めるものである。

（推進の目的）

第2条 県は、自ら行う経済活動の中で生じる環境への負荷を低減するため、率先的に行動する。

- 2 地球温暖化対策の推進を図るため、県の活動に係る温室効果ガスの総排出量を把握し、その排出を抑制する。
- 3 環境保全に向けて、職員の意識改革を図る。
- 4 県が率先して実行することにより、環境保全のための取組が、県民や事業者、市町へも波及することを期待する。

（具体的な取組事項）

第3条 県の活動による環境への負荷を低減するため、職員が事務・事業を行う際に行うべき具体的な取組項目は別表1のとおりとする。

また、取組項目の実施方法を別表2のとおり例示する。

附 則

この要領は、平成25（2013）年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成26（2014）年9月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成28（2016）年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成31（2019）年4月1日から適用する。